

長瀬町に家を買くと、最大110万円の補助金を交付します！

町では町内に住宅を取得し定住される意思をお持ちの方に、住宅取得費用を助成する補助金交付制度を設けています。

対象 定住の意思を持ちかつ市町村民税等の滞納のない、次のいずれかの条件を満たした世帯等です。

- ①三世帯世帯…補助金申請者を含め直系の3つ以上の世代が同居している世帯
(例：祖父母・親(申請者)・子ども)
- ②新婚世帯……ご夫婦のいずれかが40歳未満である結婚後5年以内の世帯
- ③子育て世帯…中学卒業前の子どもを扶養している世帯
- ④新規転入者…町外に3年以上住まわれていた方

補助金額 住宅を新築・増築、または中古で取得されるかで額が変わります。基本補助金と世帯の状況等に応じる加算補助金があり、上限は110万円となります。

ただし、取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とします。

- ・**基本補助金**
 - ア 新築・増築住宅の取得…50万円
 - ※増築…新規転入者と同居するための増築を行い、三世帯世帯が居住することとなる住宅
 - イ 中古住宅の取得…25万円
- ・**加算補助金**
 - ア 新婚世帯・子育て世帯…30万円(中古住宅取得の場合は15万円)
 - イ 町内の建築業者を利用して住宅を取得する…20万円
 - ※建築業者…長瀬町内に事務所を有する建築業法の許可を受けた建築業者(元請に限る)
 - ウ 指定地域に住宅を取得する…10万円
 - ※指定地域…大字野上下郷、矢那瀬、岩田

対象とならない場合

- ・公共工事に伴う移転補償を理由とする住宅の取得
- ・建替えに当たる住宅の取得(ただし、三世帯世帯に限り、建替えも補助金の対象となります)

申請時期 工事請負契約締結または売買契約締結後**60日以内**に申請してください。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

彩の国エコぐるめ協力店を募集しています！

県ではごみの削減を図るため、小盛りの設定や量り売りなど食品ロスの削減につながる取組を実施する飲食店や小売店を『彩の国エコぐるめ協力店』として登録しています。

協力店の取組は、県のホームページやフェイスブックで紹介します。飲食店や小売店の方、彩の国エコぐるめ協力店に登録して、食べきりの輪を広げましょう。

詳しくは「彩の国エコぐるめ事業」のホームページをご覧ください。

(※) 食品ロス：まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/eco-gourmet.html>

問合せ 県環境部資源循環推進課 一般廃棄物・リサイクル担当 ☎048・830・3110

☎048・830・4791